



公明党横浜市議員団政務調査会
旭代表 横浜市議員

和田 たくお

横浜市市民協働条例を議員提案します

1 提案の背景

市民協働とは、市民の福利の向上のために、公共的・公益的な分野に、市民や民間団体・民間事業者の持ついる知識や経験、資源等を活用するために、市民・民間団体と行政が対等な立場で共同して事業を行うことです。

そのため、市民協働には、行政の枠に捉われない民間ならではの事業展開が期待されることも、一般の市民を対象とした公共的・公益的な分野だけに、より一層の公平さや公正さが求められます。

そこで、市民協働を進める市民・民間団体・民間事業者以下「市民等」として行政の双方に一定のルール（法的規範）が求められることとなります。地方公共団体の場合、法的規範とは条例がそれにあたります。

しかしながら、市民協働は、市民等と行政が対等の立場で推進するものであることから、その法的規範である市民協働条例を、施

策展開では市民よりも優位な立場にある行政が自ら提案することは好ましくありません。

市民の代表であるとともに行政の監視役である議員こそが、公益的な立場からその市民協働条例を提案する責務があると深く自覚するものです。

2 市民協働事業

この条例による市民協働事業とは、市が行っている事業又は行うべき事業を、市民等が、市民等の創意工夫を取入れた市との協定に基づき、行政職員と協力して従事することにより、行政と共同して実施する事業のことを言います。このことにより、市が行うよりも効率的・合理的な事業展開とより質の高い市民ニーズに応えることが図られます。

その対象となる事業は、法令や事業の性質により市が直接独占的に行うことが求められているものを除き、市が行っている全ての事業となります。

3 条例の趣旨

横浜市では、市の事業のうち、その一部を民間事業者等に業務委託することや民間団体等の事業のうち公益性・公共性の高いものに対して補助金・助成金を支出することについては、既に制度化されています。

しかし、行政と民間が知恵を出し合い、行政職員と市民等が共に協力し合って従事することによって、市民のニーズに適合した行政サービスの提供を行う真の意味での協働事業については、まだ制度化がなされていません。

そのため、協働事業を行っても、その責任分野が不明確であったり、協働事業者の選定の公正性が確立していなかったり、市民からの提案制度も法定化されていません。

この条例は、市民等と行政とが対等の立場で行う真の意味での協働事業について、その制度化を図る目的で策定するものです。

4 条例のあらまし

この条例に基づき、市民等が市民協働事業に参画する方法には、二つあります。

アフリカ開発会議の横浜開催

21世紀はアフリカの世紀。アジア、南米に次ぐ世界経済の発展地域はアフリカ大陸です。しかも独自の文化を築いてきました。

先日このアフリカの開発を協議する日本の会議が横浜で開催される見通しであるという報道がなされました。第5回アフリカ開発会議が横浜に決定すると、第4回に次ぐ横浜での連続開催となります。

アフリカ開発会議は、日本がアフリカ諸国の発展に寄与するために、5年ごとに開催している会議



第4回 アフリカ開発会議の様

一つは、横浜市が市民等の力を借りて事業を進めた方が有効だと判断して、市民協働を行う場合。

もう一つは、市民等が公益的・公共的な事業について、市民協働事業として展開すべきだとして横浜市に提案する場合です。

次に、実際に行われる市民協働事業の基本事項は、市民等と横浜市との間で締結される協定によって定められます。市民等と横浜市との協定によってその内容や責任分野、役割分担が決まるため、両者にとって一番大事な作業となります。

そして、この市民協働事業の公平性・公正性を担保するために第三者評価委員会を設定しました。その構成員も市民協働事業への見識と中立性を図る者となりました。

第4回の横浜開催では、教育委員会が1校1国運動を展開して、横浜の子供たちがアフリカの文化や生活を学び、インターネット中継を利用して横浜の小学生在が直接アフリカの子供たちと英語で会話をしたり、また、交通局の事業として1駅1国運動などを展開したりし、横浜あげてアフリカ諸国を歓迎しました。

私は、第4回の開催が外務省にとってもアフリカ諸国にとっても、さらにはNGOにとっても横浜での運営が好評なことから、継続して第5回もぜひ横浜で開催するように平成20年3月の予算委員会でも横浜市長に見解を求めました。そして当然、私もアフリカ開発会議を応援することを表明しました。



官民協力のスポーツイベント